

目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供、国内外の農業分野の人材育成や経営改善の支援等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与する。

基本方針

- プロ農業経営者の集まりとして「自己革新による自立的農業経営の確立」を目指す。
- 自助努力では解決が困難な事柄に対しては「政策改革への積極的な提言」を行う。
- 農業が魅力ある成長産業として持続的に発展していく後押しを行う。

重点事項

1. 実効性の高い政策提言の実現
2. 農業法人等の持続的発展を支援する各種事業の充実
3. 農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進
4. 農業法人全国組織としての機能の発揮と組織基盤の強化

重点事項1：実行性の高い政策提言の実現

- (1) エビデンス（調査結果や会員の声・意見等）の収集・蓄積及び分析
- (2) エビデンスに基づいた実効性のある政策提言の検討・実施
- (3) 政策提言実現に向けた取組み
- (4) 中長期的な視点にたった勉強会・WGの開催

重点事項2：農業法人等の持続的発展を支援する各種事業の充実

- (1) 次世代農業経営者の育成・支援
- (2) 人材確保・育成支援
- (3) 経営改善・事業継続支援
- (4) 各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化
- (5) 外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援

重点事項3：農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進

- (1) 食と農の連携・国民理解の醸成

重点事項4：農業法人全国組織としての機能の発揮と組織基盤の強化

- (1) 協会活動の見える化や各種会議・委員会活動等の充実、実行力の強化
- (2) 都道府県農業法人組織との連携の深化
- (3) 会員拡大に向けた取組みの強化
- (4) 情報発信の強化
- (5) 事業遂行のための進捗管理、体制強化
- (6) 新規事業の企画・受託

令和 5 年度

公益社団法人日本農業法人協会事業計画書

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

I. 情勢

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う景気後退から「Withコロナ」に向けた社会経済活動の活性化や、政府の各種政策の効果等を通じて緩やかな回復傾向がみられる。しかし、引き続き国内外の感染症の状況やロシアのウクライナ侵攻等による資源価格の高止まり、海外の経済・物価動向、世界的な自然災害などのリスク要因を考えると、日本経済はもとより、世界経済の先行きは極めて不確実性が高い。

特に、長引くロシアのウクライナ侵攻は、輸入肥料に多くを依存する我が国農業に大きな影響を与えている。一部に偏る肥料原料の輸出国に需要が集中し、世界中で原料調達の争奪戦が続いている。また、原油価格の高騰や穀物需給のひっ迫、30年ぶりの急激な円安等で飼料価格も暴騰しており、先行き不透明な原料調達に生産現場の不安は高まっている。

平成10年に世界最大の食料輸入国としてプライスメーカーの地位にあった日本は、世界貿易で台頭する中国等の影響で近年はその地位を低下させている。輸入食料の安定確保と肥料・飼料の国産化への切り替えを同時に進め、農畜産物及び生産資材等の国内の生産基盤をより一層強化していくことが重要課題となっている。

加えて、毎年のように日本各地で頻発する大規模自然災害や家畜伝染病等により、農業経営のリスクは高まっている。持続可能な環境調和型農業への取り組みとともに、リスクヘッジ対策やBCP（事業継続計画）策定の必要性はより高まっている。

このように我が国農業を取り巻く環境は厳しい局面が目立つ。一方で、農水省の調査によると、令和4年の農業の法人経営体数は3万2,300経営体で、前年に比べ1.9ポイントの増加。販売金額1億円以上の法人経営体も平成17年と比較し1.7倍と経営規模拡大が順調に進んでいる実態も見える。また、日本農業法人協会（以下、「当協会」という。）会員の経営に限れば、平均の販売金額は3億2,987万円で10年前と比べ約127%（+6,980万円）成長した。販売金額1億円以上の会員は全体の51.9%を占め、中小企業の割合38.8%を13.1ポイント上回る結果となっている。経営規模も全国平均と比べ稲作約35倍（63.5ha）、露地野菜約29倍（29.2ha）、肉用牛約32倍（1,801.3頭）など、自立経営の確立に向けた進歩を実感できる。特に、稲作の経営規模は過去5年で約118%伸びており、他業種と比べても急速な規模拡大の進展が確認された（数値はいずれも「2021年版農業法人白書」）。

農水省が公表する担い手への農地集積面積は256万109haで全体の58.9%を占めている。しかし、全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアを令和5年に8割とする政府目標を達成するには、中山間地域での集積や平場も含めた分散錯圖の課題解消等が不可欠である。

これに対し政府は、令和4年4月に、改正土地改良法の施行と「農地中間管理機構関

連事業」を拡充し、効果的な農業生産基盤の整備対策を措置した。また、令和4年5月に成立した改正農業経営基盤強化促進法では、市町村による「地域計画」の策定が義務化されるなど、ソフト・ハードの両面で、担い手への農地の集積・集約化の加速的な推進を目指している。

こうした情勢の中、岸田政権は「新しい資本主義」をスローガンに、農林水産政策では、①スマート農林水産業の実装、②農林水産物・食品の輸出促進、③農林水産業のグリーン化（みどり戦略）、④食料安全保障の強化の4本柱を重点政策に据えた。

特に、食料安全保障については、家計に大きな影響を与えている食料品の物価高騰をはじめ、気候変動や感染症の拡大、政情不安や紛争等、我が国を取り巻く環境は大きく変化している。このため、従前から取り組んでいる「農業競争力強化プログラム」や令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農政改革の流れや勢いを更に強化する必要がある。政府が進める「食料・農業・農村基本法」の改正論議に国民の声をどう反映させるのか、我々は審議の動向を注視しなければならない。

Ⅱ. 基本方針と重点事項

平成11年（1999年）に制定された「食料・農業・農村基本法」では、国民に安全安心な食料の安定的供給、農業・農村の持続的発展等の基本理念が掲げられた。とりわけ、農業の持続的発展のためには、経営意欲のある農業者による創意工夫をこらした農業経営の展開が重要とされ、農業経営の法人化の推進を図ることも明記されている。

当協会は、設立以来、プロ農業経営者の集まりとして「自己革新による自立的農業経営の確立」を目指す一方、当協会では、自助努力では解決が困難な事柄に対しては「政策改革への積極的な提言」を行うという組織の基本方針を掲げている。農業が魅力ある成長産業として持続的に発展していく後押しをするため、令和5年度は以下の4点を当協会の重点事項に位置づけ、具体的な行動計画を定めて取り組むものとする。

1. 実効性の高い政策提言の実現

- (1) 農業法人等が抱える経営問題や諸課題を収集・分析し、会員への迅速かつ正確な情報提供に努め、諸課題に対する理解と共有を図る。
- (2) 農業現場に係る調査・研究のエビデンスに基づく政策を提言し、その実現に向けて国や関係機関等へ強力に働きかける。

2. 農業法人等の持続的発展を支援する各種事業の充実

- (1) 農業の経営改善支援や全国的な人脈形成等に向け、課題別のセミナーや研修、意見交換会等の機会を積極的に提供する。
- (2) 関係団体と連携し、農業分野の人材育成・確保を図るとともに、女性や障がい者、外国人等の多様な人材が活躍できる農業法人等の就業環境づくりを支援する。

3. 農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進

- (1) 農業・農村の役割と魅力、農業法人や当協会の活動への国民理解を深めるため、調査研究情報の発信とタイムリーな広報活動を強化する。
- (2) 当協会が主催するイベント等を通じて、消費者との交流を促進し、農業法人や当

協会の認知度を向上させる。

4. 農業法人全国組織としての機能の発揮と組織基盤の強化

- (1) 組織力を強化する全国ネットワークの充実と会員拡大に向け、都道府県農業法人組織との連携強化に取り組む。
- (2) 役員及び各委員会の活動を核とした「協会活動の見える化」に徹底して取り組む。
- (3) リモートとリアルを組み合わせたメリハリのある業務の最適化を目指す。

Ⅲ. 行動計画

1. 「実効性の高い政策提言の実現」

農地に係る規制改革など継続的に要請している重点項目をはじめ、コスト高騰・食料安保など情勢に応じた喫緊の政策課題や営農類型ごとの課題解決、さらには、食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料戦略の実現に向け、政策提言委員会及びその下に設けた部会・WGを中心にエビデンスに基づいた政策提言活動に努める。

(1) エビデンス（調査結果や会員の声・意見等）の収集・蓄積及び分析

- 政策提言委員会及び営農類型や重点項目ごとに設置した部会・WGでの議論を基本としつつ、より広く会員の声を把握するため、全会員に対し年1回の農業法人実態調査を実施するほか、情勢に応じたタイムリーな調査を実施する。
- 調査の実施にあたっては、WEB調査を活用し、会員負担の軽減及び費用削減を図るとともに、回答率を向上させ、調査の信頼度・価値向上に努める。
- 収集した情報を効率的に蓄積し、様々な分野の専門家や農外企業（ASC会員）等と連携する等、より高度な分析を実施する。

(2) エビデンスに基づいた実効性のある政策提言の検討・実施

- 政府与党や農林水産省の各種会議等で最新の政策動向を常に把握し、会員への情報発信に努めるとともに、経営発展の障壁となっている制度や規制の改善及び新たな制度等の創設、さらには、食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料戦略の実現に向け、エビデンスに基づいた戦略的かつ実効性のある政策提言を検討する。
- 検討した政策提言を国の予算要求や制度改正等へ反映させるため、国の政策検討スケジュールを踏まえ、適切なタイミングで調査結果や政策提言等を公表・実施する。

(3) 政策提言実現に向けた取組み

- 政策提言の確実な実現のため、既往の政策提言の実現状況を常に把握し、関係省庁との意見交換等のフォローアップ活動を積極的に実施する。
- 政策提言や調査結果等については、消費者をはじめとした農業分野以外にも広く周知するため、マスコミに対し積極的にアプローチし、政策提言実現に向けた効果的な活動を行う。
- 農林水産省をはじめとする政府との連携強化のため、政策策定に必要となるヒアリングや各種会議への参画依頼に対して積極的に協力する。

(4) 中長期的な視点にたった勉強会・WGの開催

- 食料・農業・農村基本法やみどりの食料システム戦略、インボイス制度等、中長期的な視点や議論が必要なテーマにおいては、情報収集に努め、関係省庁や有識者等を招聘した勉強会やWGを随時開催する。
- 多様な経営ニーズや会員の声を的確かつ客観的に把握するため、幅広い年代や営農類型の会員に対し、政策提言に関わる勉強会やWG等への参加を推進する。

2. 「農業法人等の持続的発展を支援する各種事業の充実」

(1) 次世代農業経営者の育成・支援

①次世代農業サミットの開催

- 実行委員会により企画・運営を行い、年2回の開催にあたっては関係団体や担い手農業者組織等と協力して幅広い若手農業者を集め、経営力向上や仲間づくりの支援を行う。(第11回令和5年7月、第12回令和6年2月)

②若手農業経営者と農水省との意見交換会

- 農林水産省の各種事業について、若手農業経営者の要望や関心をふまえてテーマを設定して意見交換会を開催し、若手農業経営者の政策への理解の推進や人脈作り等を支援する。

(2) 人材確保・育成支援

①農業法人等への就職、雇用改善に対する支援

- 農業法人等の従業員の確保及び農業・農業法人に就業することの魅力を発信するため、農林水産省の支援を受けて、学生や社会人を対象とした農業就業体験「農業インターンシップ」を実施する。
- 関係団体等と連携し、「新・農業人フェア」にブース出展するとともに、就農を希望する学生や社会人が、フェアへの参加から就農までステップアップできる仕組みの一翼を担う。
- 農業法人や法人化を目指す農業経営体等における雇用管理の改善を支援し啓発等を行うことで、農業への就職及び職場定着を促進する。

②農業経営における女性活躍・農福連携の推進

- 農業経営体での女性の活躍・障がい者雇用の拡大を目的に、優良事例紹介、ホームページによる人材育成、ワークライフバランス、職場の労働環境の改善等に関する情報提供を行う。

③農業法人等の従業員のスキル向上に資する研修会の開催

- 農業法人等の役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や安全に農作業を行うために必要な知識・技能を習得する研修会を関係機関・団体、アグリサポール倶楽部会員と連携して行う。

④関係農業団体との連携による雇用労働力確保の推進

- 「農業労働力支援協議会」の構成員である一般社団法人全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人全国農業会議所と連携し、農業法人等における多様な農業人材の

確保・育成等を検討、支援する。特に、雇用・労働力確保を全団体共通の最重要課題とし、「農業で働く魅力のPR」について連携した取組みを行う。

(3) 経営改善・事業継続支援

①農業経営関連情報の発信

○電子メールとFAX通信網等を活用し、専門家による最新情報や研修・各種会合の開催情報など、経営に役立つ様々な情報を年間約50回発行している「Fortis」等を通じてタイムリーに会員へ提供し、農業経営における課題解決を支援する。

②保険サービスの強化

○関係団体等と連携し、農業法人経営のリスク負担を軽減するため、「食品あんしん保険制度」や「家畜再生産費用補償保険制度」等を活用した農業セーフティネット支援対策を充実し推進する。

○人材の安定確保や福利厚生の実施等の観点から、会員限定の従業員等の傷害保険制度の利用を促進する（従業員等傷害保険活動）。

○労働災害による賠償リスクに備え、政府労災給付金で不足する賠償責任額との差額を補てんする制度を会員限定サービスとして推進する（団体使用者賠償責任保険活動）。

③会員と外食・中食産業等を繋ぐ販路開拓支援

○関係団体等と連携し、ビジネスマッチング（農業法人の商品展示・商談会、異業種とのビジネス相談会、輸出等海外事業の促進、交流会や相談活動等）を実施し、会員の販路拡大や事業展開を支援する。

○株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）・農林中央金庫・一般社団法人日本フードサービス協会・NPO法人日本食レストラン海外普及支援機構（JRO）との連携により、ビジネスマッチング支援、海外情報の提供等、会員の国内販路開拓や海外事業展開を支援する。

④会員等の経営相談支援

○電話・メール等による会員をはじめとした農業法人等からの経営相談を随時受け、必要に応じて、アグリサポート倶楽部会員との連携・協力（ノウハウの提供等）により経営課題の解決に向けた取組みを実施する。また、都道府県に設置された「農業経営支援センター」等の相談窓口の周知を行う。

○新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供する信用情報活動を会員限定で行う。

⑤経営継続力の強化に資する研修会の開催

○会員法人が自らの経営継続力の強化のためのBCP策定を推進する。併せてBCP策定によるリスク軽減効果等の分析、検証に取り組み、BCP策定者に対する支援措置を検討、要請に向けて取り組む。

○災害へ備えて地域で自治体・企業等と会員が連携する取組みを支援する。

(4) 各種会員間や農業団体、経済団体、研究機関等との連携強化

①賛助会員・アグリサポート倶楽部会員との連携強化

- 当協会の活動に関心を持つ企業・専門家等がその事業や活動等を通じ会員等を支援するアグリサポート倶楽部を運営する。
- 農業経営に資するサービスや商品情報等を効果的に発信するため、ホームページによる情報発信、有料情報提供サービス「農業経営サポート便」（「農業情報おまとめ便」と「耳より情報・個別便」）の充実を図る。
- 賛助会員やアグリサポート倶楽部会員の様々なサービスや情報を正会員の農業経営に活かしてもらうため、オンライン交流会等の充実を図る。
- ②農業団体・経済団体・研究機関等との連携強化
 - 当協会とNPO法人日本プロ農業総合支援機構、一般社団法人食農連携機構、一般財団法人日本GAP協会の4団体で構成される「農業経営支援連絡協議会」に引き続き参画し、構成組織相互の情報共有を図るとともに、農業法人等の経営発展に資するセミナー等の開催を支援する。
 - 経済団体・企業、研究機関等との「農業技術革新・連携フォーラム」等の取組みを通じて相互理解を深め、連携することで会員のネットワークの構築や最新技術の導入、経営課題の解決を支援する。
 - 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）との連携により、会員への様々な技術情報の提供・技術開発ニーズに関する意見交換等を実施する。
 - 当協会だけでは解決できない会員の経営課題に向けては、対応する力を有する企業・機関等と業務協力、提携することで解決能力を強化する。
- (5) 外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援
 - 一般監理事業監理団体として、定期的な監査や巡回指導を通じて適正かつ円滑な監理業務を行うとともに、外国人技能実習制度を活用している会員間の情報交換等を行う。
 - 外国人技能実習生の新規受入れ会員の獲得と既存受入れ会員の再受入れの確実な実施を図る。
 - 外国人技能実習生農業研修会の受講者の新規獲得と受講実績のある監理団体等の再受講率を高めるため、研修内容の充実を図る。
 - 特定技能制度の適正な活用を目的に、活用状況や雇用状況等の調査を実施し、調査結果を基に適正な制度運用に向けた各種普及啓発等を実施する。
 - 会員等の農業経営体が特定技能外国人材を円滑に受け入れられるよう、登録支援機関として支援等を行う。
 - 外国人材の技能習得を支援するため、学習アプリの提供や日本語能力試験の奨励制度を実施する。

3. 「農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解と協力の促進」

(1) 食と農の連携・国民理解の醸成

- 会員の先進的な取組みを広く周知するとともに、農業現場が抱える諸課題に対する国民の理解醸成を図るため、農業法人実態調査の結果を取りまとめた「農業法

人白書」や各種調査結果をマスコミへリリースし、農業分野以外への発信にも努める。

○会員や関係機関・団体と連携して生活者・消費者・地域住民などへ農業の魅力発信に資する各種取組み（Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ等の支援）を積極的に推進する。

○会員及び都道府県農業法人組織が、独自に行う消費者との交流イベントや農業の魅力発信等の取組みについて、当協会ホームページ等を通じて情報発信を行う。

4. 「農業法人全国組織としての機能の発揮及び組織基盤の強化」

（１）協会活動の見える化や委員会活動の充実、実行力の強化

○会員に対する協会活動の「見える化」のため、常任理事会及び会員役員懇談会の配布資料、議事要旨を正会員専用ホームページに公開するとともに、会長及び副会長の動静を「Fortis」等に掲載する。

また、持続的な公益目的事業の遂行のため、理事会、常任理事会に加えて、昨年度に引き続き、会員理事・会員監事による会員役員懇談会を月例で開催し、役員間での情報共有や意見交換を密にして協会運営を行っていく。

○コロナ禍が長期化する中においても「政策提言委員会」を始め、「組織運営委員会」「経営強化委員会」「人材委員会」「企画委員会」の活動が停滞することなく、活動の活性化と高度化が図れるように委員会活動のあり方を柔軟に見直しつつ、委員長の強いリーダーシップの下、委員会・部会等の活動に取り組む。

（２）都道府県農業法人組織との連携の深化

○各都道府県農業法人組織の会議や各ブロックの会議等への役員等の参画や都道府県会長会議（年２回）、ブロック会長・事務局担当者会議、都道府県農業法人組織事務局担当者会議等を通じて双方向の意見交換を行う。

○都道府県農業法人組織の幹部等との意見交換やブロック別の意見交換等を必要に応じて機動的に開催する。

○都道府県農業法人組織が主催するWEBセミナー等の開催支援やセミナー講師紹介の支援等を積極的に実施する。

（３）会員拡大に向けた取組みの強化

①入退会理由の分析と改善策の検討・実施

○直近の入会法人や退会時の理由ヒアリングを徹底し、状況の集約を行うとともに調査結果を都道府県農業法人組織とも共有し、改善策を検討する。

②都道府県農業法人組織の会員拡大活動の優良事例の収集・横展開

○都道府県農業法人組織における会員拡大の活動分析を行い、優良事例やノウハウの横展開を図ることで会員増加、退会慰留の取組みを強化する。

（４）情報発信の強化

①会員等への情報発信力の強化

○協会ホームページの充実

会員や国民に対して、協会の取組み等の情報を見やすく、伝わりやすくするた

め、協会ホームページの画面構成や内容の見直しを適時行う。

○SNSを活用した情報発信の推進

当協会の公式SNSの内容の充実や発信頻度の増加を図ることで迅速かつ効率的な情報の発信を行う。

○会員等の取組紹介

メディア等に掲載された会員の取組みや先進的な経営を展開している会員の紹介等を当協会ホームページやSNS等で紹介し、会員、都道府県農業法人組織及び当協会の認知度を向上させる。

②メディア・情報発信企業等との連携強化

○プレスリリースに際しては、メディアごとに個別レクを行う等、連携強化に努めて、メディア掲載数の向上を図る。

○農業の情報を発信する企業と積極的な連携を図り、相互の情報の掲載や発信に努める。

③情報発信を通じた農業法人組織活動への理解と参画意識の醸成

上記の活動を通じて、当協会の活動や成果を積極的に会員等に周知し、都道府県農業法人組織及び当協会の活動への理解と参画意識の醸成を図る。

(5) 事業遂行のための進捗管理、体制強化

①各事業の収支管理

○各事業の収支について、適時、対計画実績及び対前年実績と比較し、課題及び事業見直しを含む改善策を講じる。

②事務局体制の整備

○職員の育成・教育支援

- ・業務目標等点検シートにより規定に則って人事評価を行うことで、処遇に反映するとともにマネジメントや人材育成のツールとして活用して、職員のモチベーション維持や適切な評価と配置を実現する。
- ・協会職員として職責に応じた能力を身に付けることができるように、研修教育企業と連携し必要な研修を計画、実施する。

○業務環境のオンライン化の推進

新型コロナ対策、業務の効率化、役職員が働きやすい環境づくりとして、業務に必要なオンライン環境（ハード／ソフト支援等）の充実を図るとともに、必要に応じて関係する規程等の整備を進める。

(6) 新規事業の企画・受託

①協会の収益の柱となる新規事業等の検討

長期的・安定的な協会運営を実現するため、農業法人等の経営発展に繋がる新規事業の企画検討や補助・委託事業の受託を進める。また、協会職員が新規事業企画を継続的に創出できるスキルを習得するために必要なWEB研修を実施する。

以上

令和５年度主要会議日程（予定）

日程	会議名称
【令和５年】 4月中旬 5月19日（金） 5月25日（木） 5月26日（金） 6月15日（木） ～16日（金） 7月 9月15日（金） 10月27日（金） 12月15日（金）	都道府県農業法人組織事務局担当者会議 第39回監事会 第28回都道府県会長会議 第89回理事会 第45回総会・全国農業法人夏季セミナー 第90回理事会 （自主的研究会など併催） 第12回次世代農業サミット 第91回理事会 第40回監事会 第92回理事会
【令和６年】 1月～2月 1月～2月 2月15日（木） 2月16日（金） 2月 3月14日（木） ～15日（金）	農業技術・連携革新フォーラム2023 ブロック会長・事務局会議 第29回都道府県会長会議 第93回理事会 第13回次世代農業サミット 全国農業法人春季大会・春季セミナー （自主的研究会など併催）

※各会議は、状況に応じて開催形式を変更

※常任理事会、会員役員懇談会は、原則、毎月実施

※ブロック別交流会は、開催県と調整の上、開催（８月～２月）

（東北・北海道、関東、北信越、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）